

第4回子どもの権利条例検討部会での主な意見

全体

- ・ 条例に目次があるとよい（齋藤委員）
- ・ 「です・ます」調とすると、子どもに語りかけているように感じてもらえるのではないかと。（藤野委員）

前文

素案どおり（意見なし）

第1章 総則

- ・ 北海道という地域性を踏まえ、先住民族であるアイヌ民族への差別の問題や、外国にルーツを持つ子どもが北海道でも増えていることなどを考慮し、例えば「性別、年齢、国籍、『民族的出自』、『言語』、『宗教』、『文化的背景』、障がいの有無その他の個性や違い」という表現に変更してはどうか。（藤野委員）
- ・ 第3条第1項に「ユニセフの」と付け加えたらどうか。（齋藤委員）
- ・ 江別市としての基本理念なので、「ユニセフの」という言葉は不要ではないか。（藤野委員）
- ・ 基本理念の第4項の「国籍」をユニセフのホームページに合わせて先頭にしたらどうか。（齋藤委員）
- ・ 子ども関係施設を「育ち・学ぶ施設」に変えた方がよい。（齋藤委員）
- ・ 各理念の後ろに括弧書きで分かりやすい表現を記載した方がよい。（齋藤委員）
- ・ 基本理念に関して、括弧書きであっても、どのような形であっても子どもが見ても一目で理解できる言葉であることが重要である。（高橋委員）
- ・ 難しい言葉は意味を損なわない範囲で、優しい言葉に積極的に変換いただきたい。（藤野委員）
- ・ 第3条第2項と第4項の順番を逆にした方がよい。（金子副部会長）
- ・ 基本理念の順番は、多様性の尊重→子どもの権利を地域全体で守り支える→子どもに対する差別は許さない という流れが良いのではないかと。（藤野委員）
- ・ 基本理念の第2項や第3項に、子どもの意見を取り入れ、聴くことを保障するといった内容を盛り込むなど、まちづくりの文脈の中で、基本理念の（1）～（4）を落とし込んでいく方法もあるのではないかと。（藤野委員）
- ・ 第3条第3項の「子ども・子育て支援施策を総合的かつ着実に推進する」が分かりづらいため、「子どもの参加の促進」「多様な居場所づくり」「孤立させない体制整備」などの言葉を入れた方が、後の市の責務につながってよいのではないかと。（齋藤委員）
- ・ 第2条第4項の子ども関係施設の定義に、子育て支援を行っている団体など（親子ひろばなど）も含めてもらえるとありがたい。（岡委員）

- ・同じ言葉が並ぶ場面があるのであれば、「以下、何々という。」としても良いのではないか。

第2章 子どもの権利

- ・第4条の「命が守られ、平和で」という表現は、国全体の平和を連想させるため、広すぎると感じるため、別にいじめや虐待、体罰などを受けることなく安心して過ごせることを明記した方がよいのではないか。(藤野委員)
- ・第4条にいじめや虐待、体罰などの内容があると良いが、第6条と分離されてしまうため、どのような形がよいか検討したい。(藤野委員)
- ・「安心して生きる権利」と「育つ権利」を「安心して生きる権利・育つ権利」とまとめ、プライバシーの保護をこの下に掲げたらどうか。(齋藤委員)
- ・「自分らしく成長する権利」の中にある「学び、遊び、休息すること」を「休む権利」と「遊ぶ権利」を一つの権利にまとめ、別に「学ぶ権利」を掲げたらどうか。(齋藤委員)
- ・「自分らしく成長する権利」という項目をなくし、内容を振り分けたらどうか。(齋藤委員)
- ・「自分を守り、守られる権利」と分かりやすくなる。(齋藤委員)
- ・「意見や考えを表明する権利・参加する権利」としてほしい。(齋藤委員)
- ・第5条の「家族と一緒にいることができ」が家族あり気に見えてしまうため、表現を見直した方がよい。(高橋委員)
- ・「家族と一緒にいることができ」を「個性や違いを認められて」とか「尊重されて」などに変更するのはどうか。(藤野委員)
- ・第7条第2号に「子どもの年齢と成熟度」という文言が入っているよい。(齋藤委員)
- ・「個別の必要に応じて支援を受ける権利」というものがあるとよい。(齋藤委員)
- ・権利の分類は一概に決まっているわけではないため、議論を行い決めていくのがよい。(大澤アドバイザー)
- ・権利の分け方は大きく三つのパターンがある。どのパターンが江別市に適しているかを議論することも大切。(大澤アドバイザー)
- ・第8条「子どもの相互の権利尊重」は、義務の話になっているので、第2章に入るのは違うのではないか。(齋藤委員)
- ・第8条に関して、子どもの権利に対になるのは大人の権利であり、他者の権利ではない。他の子どもの権利を学び、理解を深めていくことが大事だと分かるような文言にすることが望ましい。(大澤アドバイザー)
- ・子どものまちづくりへの参加に関する条文を第4章に加えたらどうか。(藤野委員)
- ・第6条第1号の品位を尊厳に変更したらどうか。(藤野委員)
- ・第6条3号の「必要な情報や知識を得ること」の前に「自分を守るために」などを加えたらどうか。(藤野委員)

第3章 市の責務並びに保護者、市民、育ち学ぶ施設の役割

- ・第12条に体罰や虐待に関する事項も明確にした方がよいのではないか。(藤野委員)
- ・保護者の役割に虐待や体罰の禁止が入るとよい。(齋藤委員)
- ・第3章の見出しに、「権利の保障のための」という文言が入るとよい。
- ・子ども関係施設の役割に、研修の実施や開かれた施設などの実現などの文言が入るとよい。(齋藤委員)
- ・第2章の権利ごとに役割を書く必要はないが、それぞれの役割を具体的な言葉で書いた方がよい。(藤野委員)
- ・個人情報を過剰に収集しないという考えを持つことが必要。(齋藤委員)
- ・市の責務、保護者の役割、子ども関係施設の役割という区分けは適切だが、第2章の権利を踏まえた文言を入れることで具体的な条例になるのではないか。(藤野委員)
- ・市の責務として「権利の保障に関する施策」「子どもの参加・意見表明」「居場所づくり」があるとよい。(齋藤委員)
- ・ボランティア活動がどこにも当てはまらないため、そうした活動団体も含まれるようなものになっているとよい。(金子副部長)

第4章 子どもの権利の保障に関する施策等

- ・子どもの権利相談員について、どのような方が担うのか定義付けがされていない。今すぐではないかもしれないが、定める必要があるのではないか。(鈴木委員)
- ・相談の受付方法として札幌市のようにLINEがあるとよい。(岡委員)
- ・相談の受付は、学校に行っている時間帯だけではなく、夜の時間帯に拡大した方が相談しやすくなるのではないか。(岡委員)
- ・第14条第2項に子どもアドボカシーに関する内容を第4章に加えてはどうか。(大澤アドバイザー)
- ・具体的なことは書かないとのことだが、書いておかないと取組が進んでいかないのではないか。(齋藤委員)
- ・第13条について、子どもの権利相談員は救済委員会の補佐する役割となるのであれば、窓口になるのはおかしいのではないか。(金子副部長)

第5章 子どもの権利救済委員会

- ・「ふさわしくない行為」について、具体的な内容を解説の中に明記した方がよいのではないか。(齋藤委員)
- ・子どもの権利相談員の守秘義務について明記すべきではないか。(藤野委員)
- ・子どもや保護者自身が申し立てを行っている状況で同意が得られないということが分かりづらいため、「子どもや保護者以外から申し立てがあった場合」ということを補足した方が

よいのではないか。(藤野委員)

- ・対象外とする場合の「3年を経過」という根拠を示してほしい。(鈴木委員)
- ・救済委員会を第三者機関として位置付けられないか。(齋藤委員)
- ・資料5のイメージ図について、相談体制が明確になったら資料を修正すべき。(鈴木委員)
- ・相談の受付体制について、最悪の事態を想定したものになるとよい。(高橋委員)
- ・巡回相談をしてほしい。(齋藤委員)

第6章

素案どおり（意見なし）